

成田浄化センター整備・運営事業

要求水準書

【運転・維持管理業務編】

令和4年8月

成田市

目 次

第1章 総 則 -----	1
第1節 本件業務の概要 -----	1
1. 一般事項 -----	1
2. 業務名 -----	1
3. 業務実施場所 -----	1
4. 業務履行期間 -----	1
5. SPC（特別目的会社）の設立 -----	1
6. 運転・維持管理業務 -----	2
7. 業務期間終了時の取扱い -----	2
第2節 一般事項 -----	3
1. 基本方針 -----	3
2. 要求水準の遵守 -----	5
3. 関係法令等の遵守 -----	5
4. 官庁等の指導等 -----	7
5. 官庁等への各種提出書等の作成 -----	7
6. 本市及び官庁等への報告 -----	7
7. 許認可等 -----	7
8. 施設運営に係る費用の支払い -----	7
9. 処理対象物・搬出物 -----	7
10. 実績報告書の作成 -----	8
11. 業務区分 -----	11
12. リスクマネジメント -----	18
13. リスク分担 -----	18
第2章 運転・維持管理体制 -----	21
第1節 運転・維持管理業務条件 -----	21
第2節 運転・維持管理体制 -----	22
1. 全体組織計画 -----	22
2. 労働安全衛生管理体制 -----	22
3. 環境管理体制 -----	23
4. 防災管理体制 -----	23
5. 施設警備・防犯体制 -----	24
6. 緊急時の対応 -----	24
7. 急病等への対応 -----	24
8. 災害発生時の協力 -----	24
9. 連絡体制 -----	25
10. 地元貢献 -----	25

第3章	運転・維持管理業務	26
第1節	運転管理業務	26
1.	共通事項	26
第2節	維持管理業務	28
1.	本件業務の範囲	28
第3節	点検業務	29
1.	点検計画の作成	29
2.	点検・検査計画の実施	29
3.	点検記録・報告	30
第4節	補修工事	31
1.	補修計画の作成	31
2.	補修工事の実施	31
3.	補修記録・報告	32
4.	精密機能検査	32
5.	建屋の保全	32
6.	長寿命化計画の作成及び実施	32
7.	設備更新及び設備改良	32
8.	廃材処分	33
9.	改良保全	33
10.	明渡し基準	33
第5節	備品・什器・物品・用役調達本業務	34
1.	消耗品・用役の調達計画	34
2.	備品・什器・物品・用役の調達管理	34
3.	備品・什器・物品・用役に関する報告	34
4.	用役等の費用負担	34
第6節	その他関連本件業務	35
1.	地元及び見学者対応への協力	35
2.	保安	35
3.	清掃	35
4.	植栽管理	35
5.	保険	35
別紙1	業務実施計画書の内容	36
別紙2	委託料	37
別紙3	個人情報取扱	40
別紙4	し尿等搬入・処理量の見通し	42

第1章 総 則

本要求水準書【運転・維持管理業務編】は、成田市（以下「本市」という。）が計画しているDBO方式による「成田浄化センター整備・運営事業」（以下「本事業」という。）のうち、「運転・維持管理業務」（以下「本件業務」という。）に適用する。

第1節 本件業務の概要

1. 一般概要

本市では、成田市一般廃棄物処理基本計画に基づき、本市全域から発生するし尿及び生活雑排水を下水処理場及びし尿処理施設（成田浄化センター）（以下「既存施設」という。）で処理を行っている。

既存施設は、標準脱窒素処理方式によるし尿処理施設（処理能力 80kL/日）として昭和 62 年度に竣工・供用開始したが、供用開始から 30 年以上が経過し、老朽化の影響が顕著に現れてきている。また、建設当初は、し尿を中心とした処理計画だったが、近年の浄化槽の普及、増加により、浄化槽汚泥の割合が大幅に増加し、性状が変化していることから、平成 26 年 3 月に施設の構造や維持管理を変更することなく、処理能力を 120kL/日に引き上げている。さらに、物価の上昇や整備補修費の増大により、処理経費は上昇傾向となっており、経済性に優れ、周辺環境に配慮し、自然災害に備えた新施設（以下「本施設」という。）の整備が求められている。

本件業務は、市内で発生するし尿・浄化槽汚泥、集落排水汚泥等（以下「し尿等」又は「処理対象物」という。）を衛生的に処理し、かつ発生汚泥を資源として有効に活用できる汚泥再生処理センターの設計・建設後、15 年間の施設の運転・維持管理を行うものである。

本要求水準書は、本件業務の基本的な内容について定めるものであり、本件業務の目的達成のために必要な補修整備あるいは業務等については、募集要項に明記されていない事項であっても、受託者として選定された企業（以下「受託者」という。）の責任において、全て完備あるいは遂行するものとする。

2. 業務名

浄化センター運転・維持管理業務

3. 業務実施場所

千葉県成田市吉倉 127 番地 1（成田浄化センター敷地内）

4. 業務履行期間

成田浄化センター供用開始後 15 年間（令和 7 年 10 月から令和 22 年 9 月末）

本件業務履行期間は、受託者が契約に基づいて本件施設の運転・維持管理業務を行う期間のことをいう。

5. SPC（特別目的会社）の設立

受託者は、運転・維持管理業務期間開始までに、SPC（特別目的会社）を設立し、運転・維持管理業務に係る運転マニュアル、運転・維持管理計画、点検計画、補修計画及び財務計画（全てを含めて以下「業務実施計画書」という。）を提出し、本市の承諾を得るものとする。

設立期限は運転・維持管理業務開始 3 か月前までとする。

6. 運転・維持管理業務

運転・維持管理業務は、本市が収集するし尿等の処理対象物を適切に処理し、処理過程で発生する汚泥等を資源化（汚泥助燃剤化）するものであり、主な業務を以下のとおりとする。

- (1) 受付・受入管理業務
- (2) 運転管理業務
- (3) 維持管理業務
- (4) 環境管理業務
- (5) 情報管理業務
- (6) その他関連業務

7. 業務期間終了時の取扱い

(1) 引継ぎに関する業務

本市は、業務期間終了後も本件施設の運転・維持管理業務を継続する可能性がある。

したがって受託者は、本市ないし本市が指定する第三者への引継ぎを可能とするため、以下の業務を行うこと。

- ① 本件施設の運転・維持管理業務に必要な書類等の整備並びに提出
 - ・業務実施計画書
 - ・運転・維持管理業務に係る履歴
 - ・トラブル履歴
 - ・受託者が自ら更新・整備を行った設備の図面
 - ・受託者が自ら更新・整備を行った設備機器の取扱説明書
 - ・予備品、消耗品、用役等の調達方法
 - ・財務諸表等
- ② 本市ないし本市が指定する第三者への引継ぎ業務
 - ・第三者への資料の開示
 - ・第三者による施設及び運転状況の視察に対する協力
- ③ 業務期間終了後の業務実施計画の立案等

(2) 運転・維持管理状況の確認

本市は、業務期間終了の1年以上前までに、業務期間終了後の本件施設の運転・維持管理業務の継続について、受託者と運転・維持管理業務の継続に係る協議を行うものとし、業務契約の継続及び受託者以外の第三者に委託するための項目として、以下を確認する。

- ① 本市が所有する資料の開示
- ② 新たな受託者による施設及び運転・維持管理状況の視察
- ③ その他、引継ぎ業務への支援等

(3) 業務継続に関する協議

- ① 本市が、業務期間終了後の本件業務を公募に供することが適切でないと判断した場合、受託者は本件業務の継続に関して本市の協議に応じるものとする。
- ② 本市は、業務期間終了後も本件施設の運転・維持管理業務を継続する可能性があることから、受託者は、業務期間終了から1年間の施設継続運転が可能な状態で業務を終了すること。

なお、施設継続運転が可能な状態とは、設備機器類に故障や大きな損傷等が無く、運転に支障の無い状態のことをいう。

第2節 一般事項

1. 基本方針

受託者は、本件業務を実施するにあたり、本件施設が循環型社会形成の中核を成す施設の一つであること、又、地域住民の理解を得て運転されていることを十分に自覚した上で適正な運転・維持管理に配慮することとし、以下の基本方針を遵守すること。

(1) 処理対象物の適正処理・処分

本件施設に搬入される処理対象物を、常に滞ることなく適正に処理・処分できるよう配慮すること。

- ① 安定かつ適正な運転の確保
- ② 地域住民及び近隣自治体に安全性・安心感を与えられる運転・維持管理

(2) 本件施設の業務実施計画書の遵守

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2に則るし尿処理施設の維持管理に関する項目及び本要求水準書の要求事項を理解の上立案した業務実施計画書（別紙－1の内容）を遵守すること。

(3) 環境保全

地球環境、地域環境などに対する環境負荷の低減と保全に十分配慮すること。

① 放流水質

表 1 成田市の設定放流水質

項目	単位	設定水質
pH	—	5.8～8.6
BOD	mg/L	5 以下
COD	mg/L	10 以下
SS	mg/L	5 以下
T-N	mg/L	5 以下
T-P	mg/L	1 以下
色度	度	20 以下
大腸菌群数	個/cm ³	1,000 以下

② 騒音

敷地境界線における規制基準は以下のとおりとする。

昼間	8時～19時	60 dB以下
朝・夕	6時～ 8時、19時～22時	55 dB以下
夜間	22時～ 6時	50 dB以下

③ 振動

敷地境界線における規制基準は以下のとおりとする。

昼間	8時～19時	60 dB以下
夜間	19時～ 8時	55 dB以下

④ 悪臭

(1) 敷地境界線における規制基準は以下のとおりとする（1号規制）。

表 2 法令に基づく排出基準値

項目	特定悪臭物質の種類	基準値	
成分濃度	アンモニア	1	ppm 以下
	メチルメルカプタン	0.002	ppm 以下
	硫化水素	0.02	ppm 以下
	硫化メチル	0.01	ppm 以下
	二硫化メチル	0.009	ppm 以下
	トリメチルアミン	0.005	ppm 以下
	アセトアルデヒド	0.05	ppm 以下
	プロピオンアルデヒド	0.05	ppm 以下
	ノルマルブチルアルデヒド	0.009	ppm 以下
	イソブチルアルデヒド	0.02	ppm 以下
	ノルマルバレルアルデヒド	0.009	ppm 以下
	イソバレルアルデヒド	0.003	ppm 以下
	イソブタノール	0.9	ppm 以下
	酢酸エチル	3	ppm 以下
	メチルイソブチルケトン	1	ppm 以下
	トルエン	10	ppm 以下
	スチレン	0.4	ppm 以下
	キシレン	1	ppm 以下
	プロピオン酸	0.03	ppm 以下
	ノルマル酪酸	0.001	ppm 以下
ノルマル吉草酸	0.0009	ppm 以下	
イソ吉草酸	0.001	ppm 以下	

(2) 脱臭装置排出口における規制基準は以下のとおりとする（2号規制）。

表 3 法令に基づく排出基準値

悪臭物質	流量の許容限度
アンモニア	$q = 0.108 \times He^2 \times Cm$ q : 悪臭物質の流量 (0°C、1 気圧での m ³ /時) He : 補正された気体排出口の高さ (m) Cm : 敷地境界における規制基準 (ppm)
硫化水素	
トリメチルアミン	
プロピオンアルデヒド	
ノルマルブチルアルデヒド	
イソブチルアルデヒド	
ノルマルバレルアルデヒド	
イソバレルアルデヒド	
イソブタノール	
酢酸エチル	
メチルイソブチルケトン	
トルエン	
キシレン	

(3) 排水中における規制基準は以下のとおりとする（3号規制）。

表 4 法令に基づく排出基準値

悪臭物質	排出水の量	基準値
メチルメルカ プタン	0.001 m ³ /秒 (0.06 m ³ /分) 以下	0.03 mg/L 以下
	0.001～0.1 m ³ /秒以下	0.007 mg/L 以下
	0.1 m ³ /秒 (6 m ³ /分) を超える	0.002 mg/L 以下
硫化水素	0.001 m ³ /秒 (0.06 m ³ /分) 以下	0.1 mg/L 以下
	0.001～0.1 m ³ /秒以下	0.02 mg/L 以下
	0.1 m ³ /秒 (6 m ³ /分) を超える	0.005 mg/L 以下
硫化メチル	0.001 m ³ /秒 (0.06 m ³ /分) 以下	0.3 mg/L 以下
	0.001～0.1 m ³ /秒以下	0.07 mg/L 以下
	0.1 m ³ /秒 (6 m ³ /分) を超える	0.01 mg/L 以下
二硫化メチル	0.001 m ³ /秒 (0.06 m ³ /分) 以下	0.6 mg/L 以下
	0.001～0.1 m ³ /秒以下	0.1 mg/L 以下
	0.1 m ³ /秒 (6 m ³ /分) を超える	0.03 mg/L 以下

⑤ エネルギー対策の実践

エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づき、本件施設のエネルギー使用の低減に留意した管理及び機器更新に努めること。また、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく温室効果ガス排出量等に係る報告書として、汚泥助燃剤の製造・搬出及び電力平準化については日報・月報・年報での記録とし、毎年、前年度報告を4月中に提出すること。その他、本市が行う省エネルギー対策等の業務に協力すること。

(4) 安全の確保

通常時において安全性を確保するだけでなく、災害や事故等の発生時においても迅速な対応が行えるよう安全に配慮し、安定した本件施設の運転・維持管理業務を行うこと。

- ① 本件施設における安全性の確保
- ② 災害や事故発生後の二次災害の発生防止
- ③ 指定生活排水以外の汚泥搬入防止や再生資源の確実な利用
- ④ 緊急対応マニュアル等の作成（業務実施計画書に含む。）

(5) 経済性への配慮

本件施設の運転・維持管理業務を実施するにあたり、効率的かつ効果的な運転が行えるよう配慮すること。

- ① 長期的視野に立った運転の確立
- ② 運転組織の効率的な運用

2. 要求水準の遵守

受託者は、要求水準書に記載される要件について、業務期間中これを遵守すること。

3. 関係法令等の遵守

受託者は、運転・維持管理業務遂行にあたり関係法令、条例、関連協定（公害防止協定等）、関連規制等（以下「関係法令等」という。）を遵守し、公害発生防止、本件施設の延命化及び事故防止に努め、業務期間終了後も引き続き性能が満足されるように、適正に本件施設の運転を行うこと。

なお、関係法令等の遵守は受託者の負担と責任において行うこと。

表 5 関係法令、条例、規則等

法 令 等	法 令 等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	事務所衛生基準規則
環境基本法	危険物の規制に関する規則・政令
ダイオキシン類対策特別処置法	特定化学物質等障害予防規則
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	一般高圧ガス保安規則
国等による環境物品等の調達の推進に関する法律	有機溶剤中毒予防規則
大気汚染防止法	酸素欠乏症等防止規則
水質汚濁防止法	クレーン等安全規則
騒音規制法	ボイラ及び圧力容器安全規則
振動規制法	ゴンドラ安全規則
悪臭防止法	電気設備に関する技術基準
土壌汚染対策法	電気工作物の溶接に関する技術基準
都本市計画法	溶接技術検定基準
建築基準法	クレーン構造規格
建設業法	クレーン過負荷防止装置構造規格
消防法	電気機械器具防爆構造規格
道路法	ボイラ構造規格
道路交通法	圧力容器構造規格
下水道法	日本産業規格
水道法	日本電機工業会標準規格
浄化槽法	電気規格調査会標準規格
労働基準法	電線技術委員会標準規格
労働安全衛生法	日本油圧工業会規格
建築工事に係る資材の再資源化等に係る法律	日本農林規格
航空法	内線規格
電気事業法	電気供給規定
電波法	汚泥再生処理施設性能指針
有線電気通信法	特定フロンの排出抑制・使用合理化指針
電気工事法	千葉県環境保全条例
電気用品取締法	成田市環境基本条例
高圧ガス保安法	その他関係法令,規格,規定,通達及び技術指針等
計量法	エネルギーの使用の合理化に関する法律
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	
地方自治法	
建築物における衛生的環境の確保に関する法律	

4. 官庁等の指導等

受託者は、業務実施期間中、官庁等の指導等に従うこと。なお、関係法令等改正に伴い本件施設の改修等が必要となった場合の費用負担は、業務契約書に定める。

5. 官庁等への各種提出書等の作成

受託者は、本市が行う官庁等への各種資料提出に当たり、基礎資料等を作成すること。

なお、運転・維持管理業務に係る申請等に関しては、受託者の責任と負担により行うこと。

6. 本市及び官庁等への報告

受託者は、本件施設の運転・維持管理業務に関して、本市及び官庁等が報告、記録、資料提供等を要求する場合は、本市の指示のもと速やかに対応すること。

なお、所轄官庁からの報告、記録、資料提供等の要求については、本市の指示に従うこと。

7. 許認可等

受託者は、関係法令等に基づいた運転・維持管理業務に必要な許認可、報告及び届出について、受託者の責任と負担において行うこと。また、本市が本件業務を実施する上で必要となる許認可等を取得するに当たり、本市への必要な協力を行うこと。

8. 施設運営に係る費用の支払い

受託者は、本件施設を運営していく上で必要となる電気、水道、燃料、薬品等のユーティリティ費用を受託者が支払うものとする。

なお、これらに関して、吉倉管理組合との共有部については費用負担範囲（支払い範囲）を明確にし、健全な運営に努めること。

9. 処理対象物・搬出物

本件業務における処理対象物は、市内で発生するし尿、浄化槽汚泥及び農業集落排水汚泥である。

なお、受託者は、本件施設で処理を行うことが困難又は不相当と判断される性状の廃棄物について、搬入させないこと。ただし、搬入後に処理対象物以外の混入があったことが判明し、搬入者が特定できない場合は、本市の指示を受け適切に処分するものとする。

表 6 し尿等将来処理量の予測

年度	日数	し尿		浄化槽汚泥		合計		日最大処理量	浄化槽汚泥混入率
	日/年	KL/年	KL/日	KL/年	KL/日	KL/年	KL/日	KL/日	%
R7	365	2,253	6.2	24,300	66.6	26,553	72.8	82.3	91.5
R8	365	2,209	6.1	24,338	66.7	26,547	72.8	82.3	91.7
R9	366	2,172	5.9	24,432	66.8	26,604	72.7	82.2	91.8
R10	365	2,131	5.8	24,404	66.9	26,535	72.7	82.2	92.0
R11	365	2,095	5.7	24,431	66.9	26,526	72.6	82.0	92.1
R12	365	2,062	5.6	24,455	67.0	26,517	72.6	82.0	92.2
R13	366	2,034	5.6	24,516	67.0	26,550	72.6	82.0	92.3

※月別最大変動係数:1.13

10. 実績報告書の作成

受託者は、運転期間中、本件施設の適切な運転・維持管理業務が実施されていることを示すために、本件施設の運転・維持管理業務に係る日報、月報及び年報の作成、運転・維持管理業務における履歴情報及びコストデータ、その他本市が本件業務モニタリングを行うために必要な表 7 に示す種類のデータの記録及び報告書（全てを含めて以下「実績報告書」という。）の作成及び保管を行うこと。運転記録、点検記録は毎月10日まで、測定記録、各報告書は四半期毎に本市に提出すること。

また、測定記録の項目及び頻度を表 8 に示す。

本件施設の実績報告書は、電子データの形で運転期間中保存すること。

表 7 実績報告書に記録する主なデータ及び報告書の種類

記 録	データの種類
運転記録	運転日報・月報・年報
	設備機器チェックシート
点検記録	日常点検記録
	週間点検記録
	月間点検記録
	各クレーン・ホイスト点検報告書
	地下タンク点検報告書
	電気設備点検報告書
	高圧ガス貯蔵所点検記録
	自家用電気工作物定期受託者検査報告書
消防設備点検記録	
測定記録	処理工程別水質測定・分析・試験検査記録
報告書	運転・維持管理業務報告書
	定期整備報告書
	補修工事報告書
	更新工事報告書
	予備品使用・在庫補充報告書
	薬品・用役類・資材等購入調達記録、支払い記録
	事故報告書
財務状況報告書（監査報告書、決算報告書）	
台帳類	設備機器台帳
	備品・予備品台帳
	消耗品台帳

表 8 測定記録の項目及び頻度

対 象	項 目	頻 度	計量証明
除渣し尿、 除渣浄化槽汚泥	pH、BOD、COD、SS、T-N、NH ₄ -N、PO ₄ -P	1回/月	1回/月
処理工程別水質	提案によるが、各工程の処理機能が確認できる項目とすること。	5回/週以上	1回/月
放流水	pH、BOD、COD、SS、T-N、T-P、NH ₄ -N、NO ₃ -N、NO ₂ -N、油分、色度、Cl ⁻ 、大腸菌群数	1回/月	1回/月
	一律排水基準該当項目（表 9参照）	2回/年	2回/年

表 9 一律排水基準該当項目

項 目	基 準 値
カ ド ミ ウ ム	0.003 mg/L 以下
全 シ ア ン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L 以下
六 価 ク ロ ム	0.05 mg/L 以下
ヒ 素	0.01 mg/L 以下
総 水 銀	0.0005 mg/L 以下
ア ル キ ル 水 銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02 mg/L 以下
四 塩 化 炭 素	0.002 mg/L 以下
1, 2 - ジ ク ロ ロ エ タ ン	0.004 mg/L 以下
1, 1 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.1 mg/L 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1, 1, 1 - トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1, 1, 2 - トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1, 3 - ジ ク ロ ロ プ ロ ペ ン	0.002 mg/L 以下
チ ウ ラ ム	0.006 mg/L 以下
シ マ ジ ン	0.003 mg/L 以下
チ オ ベ ン カ ル ブ	0.02 mg/L 以下
ベ ン ゼ ン	0.01 mg/L 以下
セ レ ン	0.01 mg/L 以下
硝 酸 性 窒 素 及 び 亜 硝 酸 性 窒 素	10 mg/L 以下
ふ つ 素	0.8 mg/L 以下
ほ う 素	1 mg/L 以下
1, 4 - ジ オ キ サ ン	0.05 mg/L 以下

備考1: 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2: 「検出されないこと」とは、環境庁告示の測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

(定量限界; 全シアン: 0.1mg/L, アルキル水銀: 0.0005mg/L, PCB: 0.0005mg/L)

3: 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

4: 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格K0102(以下「規格」という。)

43.2.1, 43.2.3, 43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

1.1. 業務区分

汚泥再生処理施設の運転・維持管理業務委託として考える汚泥再生処理施設の運転及び施設内設備・装置の維持管理における業務区分は以下のとおりとする。

表 10 業務区分表 (1)

1. 運転管理業務			
業務内容	本市	受託者	備 考
1) 運転計画の作成		○	・年度別の点検・補修を考慮した年間運転計画の作成
		○	・年間運転計画に基づく月間運転計画の作成、計画書に変更が生じる場合は、変更した計画の作成
2) 施設の運転		○	・業務契約書、関係法令を遵守した汚泥再生処理施設の運転
		○	・運転操作、運転監視業務
3) 施設の点検		○	・機器リストに基づく、設備の日常点検／月例点検
		○	・施設構成機器の注油作業
4) 運転管理マニュアルの作成		○	・施設の運転操作に関し、操作手順、方法について運転マニュアルの作成
		○	・策定した運転マニュアルは、随時見直し運転の改善に務める
5) 運転データの記録収集		○	・ユーティリティの使用量、総搬入量、総搬出量の記録・保管管理
		○	・処理過程の水質記録、放流水質測定記録、再生資源（汚泥助燃剤）含水率等の保管管理
6) 日報・月報・年報の作成		○	・日報／月報の作成・保管
		○	・搬入量／電気使用量／各種分析結果等を記載した年報の作成・保管
7) 搬入物の性状分析		○	・搬入し尿等の性状を第三者（計量）機関による分析
8) 排出物（汚泥助燃剤）の性状分析		○	・資源化した汚泥助燃剤の性状を第三者（計量）機関による分析
9) ユーティリティの調達管理		○	・ユーティリティ（電気、水道、薬品、燃料等）の手配、調達、補充、管理
		○	・ユーティリティ（電気、水道、薬品、燃料等）の料金の支払い

凡例：○主負担、△限定負担

表 11 業務区分表 (2)

1. 運転管理業務			
業務内容	本市	受託者	備 考
10) 薬品の調達管理		○	・各種薬品の手配、補充、管理
		○	・各種薬品の料金の支払い
11) 消耗品の調達管理		○	・消耗品(ケリス、オイル、パッキン、消臭剤、ランプ類、記録紙等)予備品の手配、調達、補充、管理
		○	・消耗品・予備品の料金の支払い
2. 維持管理業務			
業務内容	本市	受託者	備 考
1) 施設の性能維持		○	・業務開始時の処理能力、公害防止条件の維持
2) 業務実施計画書の作成		○	・機器リストに基づき、施設の状況を考慮した業務実施計画書の作成
3) 法定検査の実施		○	・計量法における法定検査の届出手続き、検査の実施、報告書の作成
		○	・消防法における法定検査の届出手続き、検査の実施、報告書の作成
		○	・水道法における法定検査の届出手続き、検査の実施、報告書の作成
		○	・高圧ガス保安法における法定検査の届出手続き、検査の実施、報告書の作成
		○	・電気事業法における法定検査の届出手続き、検査の実施、報告書の作成
		○	・労働安全衛生法における法定検査の届出手続き、検査の実施、報告書の作成
		○	・建築基準法における法定検査の届出手続き、検査の実施、報告書の作成
4) 点検整備の実施		○	・業務実施計画書に基づく点検整備の実施、報告書の作成
5) 補修の実施		○	・業務実施計画書に基づく機器補修の実施、報告書の作成
6) 機器更新の実施		○	・業務実施計画書に記載のない機器更新の実施、報告書の作成
7) 建築設備(機械機器)の保守		○	・建築設備(シャッター、給水設備、換気設備、給湯設備、照明設備、自動ドア、吸収式冷凍機、暖房用熱交換器、融雪設備他)の点検・保守・修理の実施、本市へ報告
8) 土木建築設備の保守		○	・場内道路(アスファルト、駐車白線)、柵、門扉の補修の実施
	○ ※1		・施設周辺の建築物の管理・補修 (地盤沈下等による道路の陥没、埋設水道管の破裂、雨水、柵の破損、関連排水溝破損他)

凡例：○主負担、△限定負担

※1 建築設備及び土木建築設備の更新又は大規模改修(屋根防水、空調設備(エアコン)、外壁補修、エレベータ改修等)については、別途協議のうえ費用は本市負担とする。

表 12 業務区分表 (3)

2. 維持管理業務			
業務内容	本市	受託者	備 考
9) 緑地管理	○		・施設周辺の敷地境界内における清掃(除草・剪定)、景観整備
10) 施設内清掃	○		・見学者通路及びトイレ、会議室等の清掃、床ワックス掛け、窓清掃
11) 公害健康被害の補償等		○	・汚染負荷量賦課金の納付
12) 施設性能の確認検査の実施		○	・3年に1回以上の頻度で精密機能診断を実施、報告書の作成
3. 環境管理業務			
業務内容	本市	受託者	備 考
1) 環境管理計画の作成		○	・環境管理基準の遵守を確認するために必要な測定項目、測定方法、測定頻度及び測定時期を定める(水質、悪臭、騒音・振動等)
2) 環境管理に係わる計測、分析		○	・環境管理計画に基づき計測及び分析を行い、環境管理基準、法基準の遵守状況の確認(DXN 類・ばい塵等・し尿等性状等)
3) 公害防止基準の遵守		○	・公害防止基準に規定する公害規制値を遵守した業務の遂行

凡例：○主負担、△限定負担

表 13 業務区分表 (4)

4. 情報管理業務			
業務内容	本市	受託者	備 考
1) 運転管理における報告		○	・総搬入量(車両別、銘柄別)の記録管理及び本市へ報告
		○	・総処理量(汚水処理量、汚泥助燃剤搬出量)の記録管理及び本市へ報告
		○	・受入槽内に投入された処理不適物を報告
		○	・年間及び月間運転計画を本市へ報告
		○	・日報/月報/年報を本市へ報告
		○	・事故/故障報告書を本市へ報告
		○	・年間整備計画を本市へ報告
2) 法定検査報告		○	・法定検査結果を本市へ報告
3) 点検・整備・補修報告		○	・点検、整備、補修結果を本市へ報告
4) 安全衛生管理		○	・安全衛生管理要領の遂行記録・管理
		○	・作業環境管理関連データの保管・管理
5) 環境管理報告		○	・環境管理基準の遵守を確認するために必要な測定分析・診断結果を本市へ報告
6) 防災管理		○	・緊急時対応マニュアルの管理
7) 情報管理		○	・各種マニュアル、設計図面等の管理
		○	・補修による施設変更が生じた場合のマニュアル、図面等の変更管理
8) その他記録管理		○	・設備により必要な項目の自主管理記録の作成
		○	・機器管理記録関連データの保管

凡例：○主負担、△限定負担

表 14 業務区分表 (5)

5. 安全衛生管理業務			
業務内容	本市	受託者	備 考
1) 安全衛生の確保		○	・労働災害の防止と衛生の確保、及び作業員の健康管理
2) 作業環境管理基準の策定		○	・作業環境管理基準の策定
3) 作業環境管理計画の作成		○	・測定時期を定めた作業環境管理計画の作成
4) 作業環境管理に関する測定・分析		○	・作業環境管理に基づく測定及び分析の実施及び遵守状況の確認
5) 安全衛生管理・作業環境管理		○	・安全衛生管理体制の構築
		○	・作業に必要な保護具、測定器等の整備
		○	・酸素欠乏危険作業対策の遵守
		○	・安全衛生教育、安全訓練の実施
6) 環境記録・管理		○	・環境管理計画に基づき実施した測定結果を記録管理
		○	・測定結果の保管管理

凡例：○主負担、△限定負担

表 15 業務区分表 (6)

6. 防災管理業務			
業務内容	本市	受託者	備 考
1) 緊急時対応マニュアルの作成		○	・緊急時における人身の安全確保、施設の安全停止、復旧手順を定めた緊急時対応マニュアルの作成と改善
2) 自主防災組織の整備		○	・自然災害等（地震、大雨、台風、噴火）の警報発令時及び火災、事故、怪我等の発生に備え連絡体制の整備と自主防災組織の整備
3) 防災訓練の実施		○	・定期的な防災訓練の実施
4) 事故報告		○	・事故発生時に緊急対応マニュアルに従った事故状況及び運転状況を本市へ報告
		○	・事故報告書を作成し、本市へ提出
5) 自然災害等（地震、大雨、台風、噴火）発生時対応		○	・地震は震度4以上で被害状況を確認し、本市へ報告
	△ ※2	○	・その他災害においては、その都度対応を協議する

凡例：○主負担、△限定負担

※2 災害発生前からの情報共有、対応協議の実施。

表 16 業務区分表 (7)

7. その他管理業務			
業務内容	本市	受託者	備 考
1) 県、各種関係団体等への報告業務		○	・ 報告書の作成
		○	・ 各種データの提示
	○		・ 報告先への提出
2) 各種関係団体、近隣自治体への対応	○		・ 施設に関する問合せ
3) 産業廃棄物管理		○	・ 整備、補修等で施設から発生した廃棄物の管理及び適切な処理
4) 防犯・警備管理		○	・ 警備関連会社への委託業務
		○	・ 管理棟の施錠管理
		○	・ 管理棟以外の施錠管理
	△	○	・ 休日、夜間の緊急時対応
5) 防火管理		○	・ 消防設備点検の実施
		○	・ 防火管理体制の整備
		○	・ 危険物管理者の配置
6) 見学者への対応	○		・ 見学者（社会科見学、地方自治体の視察）の依頼先、受付窓口本件業務
	○	△	・ 見学者（社会科見学、地方自治体の視察）への対応、水処理や資源化の啓発的説明
		○	・ 見学者（社会科見学、地方自治体の視察）への対応、施設における技術的説明等の補助
		○	・ 見学者（社会科見学、地方自治体の視察）の安全確保の補助
7) 施設運営上必要な保険への加入	○		・ 保険（火災保険など）への加入（施設所有者としての保険の付保）
		○	・ 保険への加入（本件業務実施に必要な保険の付保）
8) 補修部材管理		○	・ 補修部材の調達、搬入時の誘導、荷降し、管理
9) 資源化物の処分	○		・ 発生資源化物（汚泥助燃剤）量については、受託者が都度本市に報告

凡例：○主負担、△限定負担

12. リスクマネジメント

(1) 管理基準の遵守

本市は、環境への負荷を軽減するために、関係法令、規制基準値、条例、協定値等を踏まえた自主管理基準を設けるものとしている。自主管理基準の基準値については、受託者と本市が協議して設定するものとする。

受託者は、自ら実施する環境計測又は本市の測定結果において、公害防止管理項目等の値が自主管理基準を1項目でも上回った場合は、速やかに施設の点検を行い、原因究明を行うこと。

原因究明の過程でやむを得ず本件施設の運転を停止する場合や、その原因が運転の支障となる場合、あるいは設備・装置の損傷等に関連するものである場合は、本件施設の運転を停止し、以下の①から⑦までの手続き、手順を経て運転再開を行うものとする。

- ① 自主管理基準を逸脱した原因と責任の究明
- ② 受託者による本件施設の復旧計画の提案（本市による承諾）
- ③ 復旧作業への着手
- ④ 復旧作業の完了確認（本市による確認）
- ⑤ 復旧のための試運転の開始
- ⑥ 運転データの確認（本市による確認）
- ⑦ 本件施設の運転再開

なお、本市による復旧計画の承諾、本件施設の復旧作業の完了の確認等に際し、本市は専門的な知見を有する有識者等に助言を求めることができるものとする。

また、公害防止管理の連続計測による時間平均値が管理基準値を逸脱した場合、受託者は自ら環境計測を実施し、原因を究明すること。ただし、自主管理基準を逸脱した理由が測定機器の誤動作等の軽微なもので、その原因・改善策が自明である場合には、この限りではない。

BOD（生物化学的酸素要求量）については数日後の分析結果となることから、検体数、代替測定等について本市と協議し、本市の承諾を受けて実施すること。

13. リスク分担

(1) 基本的な考え方

本件業務におけるリスク分担の基本的な考え方は、各リスクを最もよく管理することが可能な者が適正に分担することで、より低廉かつ高質なサービスの提供ができるというものに基づく。

なお、本件施設の運転・維持管理業務の責任は、原則として受託者が負うことになるが、本市が責任を分担すべき合理的な理由があることを受託者が明らかにできる場合については、本市が責任を負うこととする。

(2) 想定されるリスクの分担

本市と受託者のリスク分担は、原則として表 17～表 18によるものとする。

表 17 業務に関するリスク分担表

段階	リスクの種類	リスクの内容	分担者	
			本市	受託者
共通	計画変更	業務計画の変更及び実施方針等の誤りに関するもの	○	
		受託者の判断の不備によるもの		○
	資金調達	受託者の本件業務の実施に必要な資金調達に関するもの		○
	契約締結	本市の事由により、受託者と契約が結べない、又は契約手続きに時間を要する場合	○	
		受託者の事由により、本市と契約を結べない、又は契約手続きに時間を要する場合		○
	政策変更	本市に関わる政策の変更（本件業務に直接的影響を及ぼすもの）	○	
	法令等変更（税制変更を含む）	本件業務に直接影響を及ぼす法令等の新設・変更	○	
		上記以外の法令等の新設・変更		○
	許認可取得	本市が取得すべき許認可の遅延に関するもの	○	
		受託者が取得すべき許認可の遅延に関するもの		○
	第三者賠償	本施設の調査、運転・維持管理業務による騒音・振動・地盤沈下等による場合		○
		受託者が善良な管理者としての注意義務を怠ったことによる損害の場合		○
	住民対応	業務内容等、本件業務そのものに関する住民反対運動、訴訟	○	
		受託者が行う調査、運転・維持管理業務に関わる住民反対運動、訴訟		○
	調査内容に関するもの	本市が実施した調査等によるもの	○	
		受託者が実施した調査等によるもの		○
	本件業務の中止・延期	本市の指示等によるもの ^{*1}	○	
		受託者の本件業務放棄、破綻によるもの		○
	周辺環境の保全	受託者の本件業務に起因して環境に影響を及ぼしたものの		○
	債務不履行	本市による債務不履行	○	
受託者による債務不履行			○	
土地の瑕疵	土壌・地下水汚染等、土地の瑕疵に関するもの	○		
物価変動	本件業務開始後の物価変動 ^{*2}	△	○	
不可抗力	天災・暴動等自然的又は人為的な事象のうち、通常の見込み可能な範囲を超えるもの ^{*3}	○	△	
計画	募集コスト	提案書作成の費用負担		○

表 18 本件業務に関するリスク分担表

段階	リスクの種類	リスクの内容	分担者	
			本市	受託者
運 転	支払い遅延・不能	本市の支払い遅延・不能に関するもの	○	
	搬入量変動	計画した搬入量が確保できない	○	
	し尿等性状変化	資源化物製造に伴う運転計画への影響※4		○
	搬入出管理	本施設へのし尿等の搬入出管理において、受託者が善良な管理者としての注意義務を怠ったことによる損害の場合		○
		上記以外	○	
	運転費上昇	本市の指示等による運転・維持管理業務費の増大	○	
		上記以外、(ただし、不可抗力による場合は除く。)の要因による運転・維持管理業務費の増大(物価変動によるものは除く。)		○
資源化物の搬出先変更に伴う、運転費・維持管理費の増大		△	○	
	要求水準の未達	要求水準の未達(補修工事等の施工不良を含む。)		○
	改良保全リスク	施設の改良保全に起因するもの※5		○
	施設の健全性	本件業務期間満了時における要求水準の保持		○
終了時	終了手続き	終了手続きに伴う諸費用の発生に関するもの、本件業務会社の精算手続きに伴う評価損益等		○

○：主負担， △：一部負担

- ※1：本市の指示等による本件業務の中止・延期について、履行済み未払い分及び、中止等に伴って受託者に生じる損害は本市が負担する。
- ※2：本件業務開始後の物価変動については、「運転・維持管理業務委託契約書(案)」別紙4の変動幅未満については受託者が負担し、それ以上は本市が負担する。
- ※3：不可抗力についての費用負担は、状況に応じ都度協議する。
 - ・自然災害については、表15 業務区分表(6)参照
 - ・自然災害以外の不可抗力については、起因の度合いを協議・確認する。
- ※4：表19に記載されているし尿等性状に対して、大幅な変動が確認された場合に生じる損害の負担は、本市と受託者の協議による。
なお、この場合受託者は収集運搬業者の収集場所、方法等を確認すること。
- ※5：受託者からの改良保全提案により改良された機器に対する責任は、受託者とする。なお、改良保全提案の採用の可否については本市が判断を行い、その場合の費用、委託費等への反映方法等は本市と受託者の協議による。

第2章 運転・維持管理業務

第1節 運転・維持管理条件

(1) 運転・維持管理業務

本件業務の運転・維持管理業務は、以下に基づいて行うものとする。

- ① 入札説明書
- ② 要求水準書
- ③ 受託者提案書及び参考資料、同質疑応答
- ④ その他本市の指示するもの
- ⑤ 運転・維持管理業務委託契約書（案）

(2) 提案書類の修正等の禁止

提案書類の提出後の修正、再提出又は撤回は認めない。

ただし、本市の指示・指摘により修正されるものはこの限りではない。

(3) 要求水準書記載事項

① 記載事項の補足等

要求水準書に記載された事項は、本件業務における基本的部分について定めたものであり、提案内容は、要求水準を上回ることを妨げるものではない。要求水準書に記載されていない事項であっても、本件施設の運転・維持管理業務のために受託者が必要と判断し、提案した事項については、全て受託者の責任において実施すること。

② 参考図書の取り扱い

本要求水準書の図表等で「(参考)」と記載されたものは、一例を示すものである。

受託者は「(参考)」と記載されているもの以外についても、本件施設の運転・維持管理業務のために受託者が必要と判断し、提案した事項については、全て受託者の責任において実施しなければならない。

(4) 契約金額の変更

契約金額は、本件業務応札額で落札者となり、双方の業務内容確認が行われた金額となるが、基本的に応札時の提示金額からの増額変更手続きは行わない。

ただし、不測の事態が発生した場合はこの限りではない。

第2節 運転・維持管理体制

受託者は、本件業務にかかる運転・維持管理体制について、以下により計画すること。

1. 全体組織計画

- (1) 運転・維持管理業務を適切に行うために、必要な有資格者を配置すること。
本件業務に必要な資格は下記のとおりとし、複数資格の兼任は可とする。
 - ① 廃棄物処理施設技術管理者（し尿・汚泥再生処理施設）
 - ② 電気主任技術者
 - ③ 危険物保安監督者、危険物取扱者
 - ④ 特定化学物質等作業主任者
 - ⑤ 低圧電気取扱業務特別教育受講者
 - ⑥ 酸素欠乏危険作業主任者
 - ⑦ クレーン・デリック運転士※ 電気主任技術者は外部委託も可とする。
- (2) 人員の確保に当たっては、地元における雇用促進に配慮をするものとする。
- (3) 運転に係る組織として、事務部門、運転部門及び補助作業部門等、適切な組織構成を計画し、所長、副所長及び各班長となる人員を適宜配置し、適切な運転・維持管理業務を行うとともに本件業務分掌を提出し、本市の承諾を得るものとする。

2. 労働安全衛生管理体制

- (1) 作業環境管理基準
 - ① 本件施設の運転において廃棄物の処理及び清掃に関する法律、労働安全衛生法等を遵守した作業環境管理基準を定めること。
 - ② 運転・維持管理業務に当たり、作業環境管理基準を遵守すること。
 - ③ 法改正等により作業環境管理基準を変更する場合は、本市と協議すること。
- (2) 作業環境管理計画
 - ① 労働安全衛生法等関係法令に基づき、従事者の安全と健康を確保するために、本件業務に必要な管理者、組織等を整備すること。
 - ② 整備した安全衛生管理体制について本市に提出・報告すること。なお、体制を変更した場合は、速やかに本市に提出・報告すること。
 - ③ 運転期間中、作業環境管理基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた作業環境管理計画を作成・提出し、本市の承諾を得ること。
 - ④ 作業環境管理計画に基づき、作業環境管理基準の遵守状況を確認すること。
 - ⑤ 作業環境管理基準の遵守状況について本市に報告・提出すること。
 - ⑥ 作業に必要な保護具、測定器具等を整備し、従事者に使用させること。
また、保護具、測定器具等は定期的に点検し、安全な状態を保つこと。
 - ⑦ 日常点検、定期点検整備等により、関係法令上、本件施設改善の必要がある場合は、本市と協議のうえ実施すること。
 - ⑧ 労働安全衛生法等関係法令に基づき、従事者に対して健康診断を実施し、従事者の健康把握に努めること。
 - ⑨ 従事者に対して、定期的に安全衛生教育を行うこと。
 - ⑩ 安全確保に必要な訓練を定期的に行うこと。

3. 環境管理体制

(1) 環境保全基準

- ① 公害防止基準、関係法令等の環境保全基準を遵守すること。
- ② 法改正等により環境保全基準を変更する必要がある場合は、本市と協議すること。

(2) 環境保全計画

- ① 運転期間中、環境保全基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた環境保全計画を作成・提出し、本市の承諾を得ること。
- ② 環境保全計画に基づき、環境保全基準の遵守状況を確認すること。
- ③ 環境保全基準の遵守状況について本市に報告・提出すること。

4. 防災管理体制

(1) 二次災害の防止

災害、事故、機器の故障、停電等の緊急時においては、人身の安全を確保するとともに環境及び施設へ与える影響を最小限に抑えるように本件施設を安全に停止させる等、二次災害の防止に努めること。

(2) 緊急対応マニュアルの作成

緊急時における人身の安全確保、本件施設の安全停止、本件施設の復旧等の手順を定めた緊急対応マニュアルを作成・提出し、本市の承諾を得ること。また、緊急時にはマニュアルに従った適切な対応を行うこと。

なお、作成した緊急対応マニュアルについて、必要に応じて随時改善し、本市に報告・提出すること。

(3) 自主防災組織の整備

大雨・洪水・高波等の警報発令時、火災、事故、作業員の怪我等が発生した場合に備えて、自主防災組織を整備するとともに、警察、消防、本市及び関係機関等への連絡体制を整備し、速やかに本市に報告・提出すること。

なお、体制を変更した場合は、速やかに本市に報告・提出すること。

(4) 防災訓練の実施

緊急時に自主防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に防災訓練等を行うこと。また、訓練等の結果について速やかに本市へ報告書を提出すること。

(5) 事故報告書の作成

事故が発生した場合は、緊急対応マニュアルに従い、直ちに事故の発生状況、事故時の運転記録等を本市に報告すること。報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、本市に提出すること。

(6) 防火管理

① 消防法・建築基準法等関係法令に基づき、本件施設の防火上必要な組織等を整備し、管理者を設置すること。

② 整備した防火管理体制について本市に提出・報告すること。

なお、体制を変更した場合は、速やかに本市に提出・報告すること。

③ 日常点検、定期点検整備等の実施において、防火管理上、必要がある場合は、本市と協議のうえ、本件施設の改善を行うこと。

④ 特に、受入槽については、入念な防火管理を行うこと。

5. 施設警備・防犯体制

- (1) 本件施設等の警備・防犯体制を整備すること。
防犯体制は、平日・祝祭日、昼間・夜間、年末・年始他長期休暇等について記載されたものとする。
- (2) 整備した施設警備・防犯体制について本市に提出・報告すること。
なお、体制を変更した場合も速やかに本市に提出・報告すること。
- (3) 本件施設内警備を実施し、第三者の安全を確保すること。
- (4) 必要に応じて来訪者の対応を行うこと。

6. 緊急時の対応

- (1) 受託者は、地震等による災害、機器の故障及び停電等の緊急時においては、来場者等を適切に誘導するとともに作業員の避難等人身の安全を最優先すること。
- (2) 受託者は、人身の安全を確保した後、環境及び施設へ与える影響を最小限に抑えるように施設を安全に停止させ、二次災害の防止に努めること。
- (3) 受託者は、緊急時における人身の安全確保、施設の安全停止、施設の復旧、本市への報告等の手順等を定めた緊急対応マニュアルを作成し、緊急時にはマニュアルに従った適切な対応を行い、早急に処理継続のための応急対応を行った後、本件施設を復旧し、し尿及び浄化槽汚泥の適正処理を継続すること。なお、作成した緊急対応マニュアルは本市からの指示のほか、必要に応じ改善すること。
- (4) 受託者は、台風、大雨等の警報発令時、火災、事故、作業員の怪我等が発生した場合に備えて、自主防災組織及び警察、消防等への連絡体制を整備すること。なお、体制を変更した場合は、速やかに本市に報告すること。
- (5) 受託者は、緊急時に防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に防災訓練等を行うこと。また、訓練の開催については、事前に本市に連絡し、本市の参加について協議すること。
- (6) 事故が発生した場合、受託者は直ちに事故の発生状況、事故時の運転記録等を本市に報告すること。報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し本市に提出すること。

7. 急病等への対応

- (1) 受託者は、本件施設への搬入者、作業員の急な病気・けが等に対応できるように簡易な医薬品等を用意するとともに、急病人発生の対応マニュアルを整備すること。
- (2) 受託者は、整備した対応マニュアルを周知し、十分な対応が実施できる体制を整備すること。
- (3) 受託者は、AEDを本件施設に設置すること。

8. 災害発生時の協力

- (1) 受託者は、震災、風水害その他不測の事態により、計画搬入量を超える多量のし尿及び浄化槽汚泥が発生する等の状況に対して、その処理を本市が実施しようとする場合、受託者はその処理又は処分に協力すること。なお、処理に係る費用については、変動費にて支払うものとする。
- (2) 受託者は、大震災時に備え、必要な物資の備蓄を行い必要時に活用する他、災害汚泥再生処理をはじめ、本市の指示する必要な支援を実施すること。
- (3) 本市及び受託者は、災害等により事前に予測し得なかった施設の被害・損害について、

その費用負担を協議し決定する。

双方での協議が整わない場合は、中立的な第三者を交えた協議を行い、決定した負担額とする。

- (4) 受託者は、災害等に備え必要な物資の備蓄を行い、必要時に活用する他、災害時発生し尿等の処理を行うなど、本市の指示する必要な支援を実施すること。

9. 連絡体制

平常時及び緊急時の本市等への連絡体制を整備し、本市に提出・報告すること。

なお、体制を変更した場合も、速やかに本市に提出・報告すること。

10. 地域貢献

受託者は、本件業務の実施に当たり、地元雇用や地元企業との協力、地元企業製品の積極的利用等、地域貢献となる運転・維持管理業務を実施すること。

第3章 運転・維持管理業務

第1節 運転管理業務

1. 共通事項

(1) 運転計画の作成

- ① 受託者は、し尿等の予測搬入量、定期点検、整備などを考慮した運転計画を作成し、本市の承諾を得るものとする。
- ② 運転計画は運転・維持管理業務期間の各年度別に作成するものとする。
- ③ 受託者は、作成した運転計画に変更が生じる場合、計画の変更を行い、本市の承諾を得るものとする。
- ④ 本市の事情、またはし尿等性状の変化により、本件施設の運転に影響を与えることが予測される場合、本市と協議し、運転計画を変更するものとする。
- ⑤ 本市は、し尿・汚泥再生処理に関する施策の変更等の事由により、本件施設の運転を期間内に停止する必要がある場合は、受託者にその旨を通知し、協議により適切なタイミングで当該施設の運転を停止するものとする。
- ⑥ 上記計画以外で本件施設を停止し、点検、補修等を行う必要が発生した場合は、本市と事前に協議し、本市の承諾を得て実施すること。

表 19 し尿等性状分析結果（令和2年度）

項目		pH (-)	COD (mg/L)	BOD (mg/L)	n-hex (mg/L)	SS (mg/L)	KL-N (mg/L)	KL-P (mg/L)
し尿	R2. 6. 22	8. 8	1, 600	2, 300	400	2, 000	1, 300	—
	R2. 7. 1	6. 6	1, 900	6, 300	360	1, 000	1, 500	—
	R2. 8. 5	5. 9	3, 500	8, 800	700	5, 800	1, 100	400
	R2. 9. 2	7. 6	1, 800	5, 600	200	560	1, 600	150
	R2. 10. 7	7. 1	6, 400	24, 000	1, 200	11, 000	1, 400	620
	R2. 11. 4	6. 9	1, 900	6, 700	900	980	1, 600	220
	R2. 12. 2	6. 8	1, 900	7, 700	94	360	1, 400	220
	R3. 1. 6	7. 1	2, 300	7, 700	380	2, 100	950	170
	R3. 2. 3	7. 3	6, 900	18, 000	1, 200	7, 300	2, 200	340
	R3. 3. 3	7. 6	2, 600	11, 000	960	7, 200	1, 900	310
	設計要領	7. 6	4, 500	7, 300	—	8, 300	2, 600	310
浄化槽汚泥	R2. 6. 22	7. 1	3, 400	6, 800	630	7, 100	660	—
	R2. 7. 1	6. 6	5, 200	5, 100	1, 400	7, 700	740	—
	R2. 8. 5	6. 8	1, 000	510	290	1, 700	250	58
	R2. 9. 2	6. 4	3, 300	3, 100	920	4, 600	610	89
	R2. 10. 7	7. 5	1, 700	1, 000	550	4, 700	290	54
	R2. 11. 4	6. 3	1, 100	1, 100	430	2, 400	170	22
	R2. 12. 2	6. 6	440	400	170	7, 000	430	88
	R3. 1. 6	7. 3	1, 100	1, 300	140	1, 400	240	50
	R3. 2. 3	7. 6	1, 200	1, 400	590	1, 600	310	41
	R3. 3. 3	7. 0	1, 900	1, 000	360	4, 400	470	66
	設計要領	7. 2	5, 000	5, 400	—	12, 000	1, 200	190

- (ア) 搬入し尿等及び製造資源化物中に処理対象物以外の混入がないことを確認し、発見した場合は処理系列には入れないこと。
- (イ) 処理対象物以外の混入が確認された場合、受託者が排除するよう努めること。
- (ウ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準」に遵守した運転を行うこと。

(2) 運転業務内容

- ① 施設機器の運転
- ② 本件施設内すべての機器設備の運転、監視、保安の確保及び、各現場作業員への指示
- ③ 運転の記録・報告に関する業務
- ④ 運転に必要な資材の受け入れ
- ⑤ 資源化物の搬出業務
本件施設において製造した資源化物を、受託者が準備する車両を利用して、本市が指定する場所まで運搬すること。
運転期間中に資源化物の搬出先を変更した場合は、本市と受託者との協議の上、必要に応じて契約内容の見直しをおこなう。
- ⑥ 適正処理困難物の排除・報告
- ⑦ その他前各号に関連した業務

(3) 運転の実施

- ① 受託者は、搬入されたし尿等を、関係法令、公害防止基準等を遵守し、適切に処理を行い、運転操作しなければならない。
- ② 日常の運転において、搬入されたし尿等の処理が適切に行われていることを、監視により行うものとする。
- ③ 受託者は、施設の運転が関係法令、公害防止基準等を満たすことを、受託者が行う放流水質測定等の結果より確認するものとする。
- ④ 受託者は、施設の運転に必要な資格を持った人員を配置するなど、適切な人員配置を行うものとする。

(4) 運転記録・報告・保管

受託者は、運転業務に関する報告等については、表 10 業務区分表 (1) 及び表 11 業務区分表 (2) に示すとおり取り扱うものとする。

(5) 作業環境管理

本件施設内及び各設備は、ほこり、異物等が堆積、散乱しないように定期的に清掃、整理整頓を行い、作業安全、作業環境の保全、防火管理等を徹底し、労働衛生管理に努めること。

第2節 維持管理業務

1. 本件業務の範囲

(1) 維持管理の概要

受託者は契約期間中、本施設を、関係法令等を遵守し適切に維持及び管理し、計画搬入し尿等量処理する能力を維持する責任を負うものとする。

なお、受託者は、施設の状況を調査・確認し、本件業務期間中に自らの判断と責任において性能維持に必要な工事等を計画し、本市と協議の上これを実施し、本件業務期間にわたって本件施設の性能を満たすことができるように運転・維持管理業務を行うこと。

点検、補修工事及び設備更新工事の作業内容を表 20に示す。

表 20 点検、補修及び設備更新工事の作業内容

作業区分		作業概要	作業内容
予防保全	点検	日常点検	注油・点検清掃等の簡易な保全作業により使用設備の維持管理を行う。
		定期点検	故障の未然防止を目的として、定期的を実施する。
	補修工事	定期点検整備	定期的に点検検査又は部分的な取替工事を行い、突発的な故障を未然に防止する。
		補修	設備機器の劣化状態を回復・復元させる。
		予防修理	設備機器異常の初期段階にて不具合・故障箇所を早急に処置する。
事後保全	事後修理	予め故障についての予測を立てた上で準備をしておき、故障発生後、故障箇所を早急に回復・復元させる。	
	突発修理	設備故障による機器停止や性能が落ちた場合、早急に回復・復元させる。	
設備更新工事		本件施設の機能、設備性能の劣化を回復させる。	

(2) 維持管理設備

受託者が維持管理業務として保守点検・整備を行う主要な設備は、以下に掲げる設備とする。

当該年度に実施する項目は、受託者の点検又は第三者機関による調査結果等に基づき、重要度や緊急性等を総合的に判断した実施計画を策定し、計画内容について本市と受託者が協議して決定する。

- ① 受入・貯留設備
- ② 前処理設備（汚泥処理設備兼用も可）
- ③ 主処理（生物処理）設備
- ④ 高度処理設備
- ⑤ 消毒・放流設備
- ⑥ 汚泥処理設備（資源化設備含む）
- ⑦ 脱臭設備
- ⑧ 取・排水設備
- ⑨ 配管設備
- ⑩ 電気・計装設備
- ⑪ 土木・建築・付帯設備
- ⑫ その他設備

(3) データの保管及び報告書の作成等

受託者は、本件施設の運転・維持管理業務に関する報告等については、「第1章第2節 1 1. 業務区分」に示すとおり取り扱うものとする。

第3節 点検業務

1. 点検計画の作成

- (1) 受託者は点検及び検査を、本施設の運転に極力影響を与えず効率的に実施できるように点検・検査計画を策定すること。
- (2) 点検・検査計画については、日常点検、定期点検、法定点検・検査、自主検査等の内容（機器の項目、頻度等）を記載した点検・検査計画書（毎年度のもの、事業期間を通じたもの）を作成し、本市に提出すること。
- (3) 全ての点検・検査は、運転の効率性を考慮し計画すること。原則として、同時に休止を必要とする機器の点検及び予備品、消耗品の交換作業は同時に行うこと。

2. 点検・検査計画の実施

- (1) 点検・検査は毎年度提出する点検・検査計画に基づいて実施すること。
- (2) 日常点検で異常が発生した場合や事故が発生した場合等は、受託者は臨時点検を実施すること。
- (3) 点検・検査に係る記録は適切に管理し、法令等で定められた年数又は本市との協議による年数を保管すること。
- (4) 点検・検査結果報告書を作成し、本市に提出すること。

3. 点検記録・報告

- (1) 受託者は、点検・検査計画及び点検結果を記載した点検結果報告書を作成し、定期的に本市に提出しなければならない。
- (2) 運転・維持管理業務における計測管理
 - ① 受託者は運転・維持管理業務に当たって、表 5に示した法令等に定められた各種検査及び分析を実施すること。ただし、計測項目は受託者が行うべき計測管理の最低基準を示したもので、受託者は必要に応じ、詳細な計測を行うこと。また、受託者は、計測管理結果を本市に報告するとともに、本市が行う情報公開に協力すること。
 - ② 運転期間中において、本件施設の運転・維持管理業務の状況をより効率的に把握することが可能な計測項目等について受託者及び本市が合意した場合は、表 1と表 9に示した分析項目及び測定頻度は適宜、変更されるものとする。

第4節 補修工事

1. 補修計画の作成

- (1) 受託者は点検・検査結果に基づき、本施設の性能を維持するために、補修を行うこと。
- (2) 補修に際して、補修工事施工計画書を本市に提出し、承諾を得ること。
- (3) 各設備・機器の補修に係る記録は、適切に管理し、法令等で定められた年数又は本市との協議による年数を保管すること。また、法令等に定められる精密機能検査等については、本事業で全て実施すること。
- (4) 受託者が行うべき補修の範囲は、以下に示すとおりとする。

表 21 補修の範囲

作業区分		概要	作業内容 (例)	
補修工事	予防保全	定期点検整備	定期的に点検・検査又は部分取替を行い、突発故障を未然に防止する。 (原則として固定資産の増加を伴わない程度のものをいう)。	・部分的な分解点検検査 ・注油 ・調整 ・部分取替 ・精度検査 等
		更正修理	設備性能の劣化を回復させる。 (原則として設備全体を分解して行う大がかりな修理をいう)。	設備の分解→各部点検→部品の修正又は取替→組付→調整→精度チェック
		予防修理	異常の初期段階に、不具合箇所を早急に処理する。	日常保全及びパトロール点検で発見した不具合箇所の修理
	事後保全	緊急事故保全 (突発修理)	設備が故障して停止したとき、又は性能が著しく低下した時に早急に復元する。	突発的に起きた故障の復元と再発防止のための修理
		通常事後保全 (事後修理)	経済的側面を考慮して、予知できる故障を発生後に早急に復元する。	故障の修理、調整

2. 補修工事の実施

- (1) 受託者は、点検結果に基づき、施設の基本性能を維持するために、補修工事を行うものとする。
- (2) 補修工事の際し、補修計画書（業務実施計画書に含む。）を本市に提出し、承諾を得るものとする。
- (3) 受託者が行うべき補修工事の範囲は、次のとおりとする。
 - ① 点検結果より、設備の基本性能を維持するための部分取替、調整
 - ② 設備が故障した場合の修理、調整
 - ③ 再発防止のための修理、調整
 - ④ 修理不能となった場合の更新工事
- (4) 本市の承諾を得た補修計画に変更が生じる場合は本市と協議し、補修計画を更新するものとする。

3. 補修記録・報告

受託者は、各設備・機器の補修の結果を記載した工事報告書を作成し、本市に提出しなければならない。

なお、受託者は、本件施設の補修工事に関する報告等については、「第1章第2節11. 業務区分」に示すとおり取り扱うものとする。

4. 精密機能検査

- (1) 受託者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について」（昭和46年10月25日環整第45号）に基づき、3年に1回以上の頻度で、精密機能検査を実施すること。
- (2) 受託者は、精密機能検査の内容について、精密機能検査計画書を作成し本市の確認を得ること。
- (3) 受託者は、精密機能検査の結果を本市に報告するとともに、精密機能検査結果を踏まえ、本書に示す基本性能の維持のために必要となる点検・検査計画、補修計画、更新計画の見直しを行うこと。

5. 建屋の保全

- (1) 受託者は、機械設備と同様に建屋の外壁、内装、照明・採光設備、給排水衛生設備、空調設備等の点検を定期的かつ入念に行い、常に美観を損ねることなく、また、所定の機能が保たれるよう適切に修理、交換等を行うこと。
- (2) 特に、見学者等第三者が立ち入る箇所、悪臭対策及び騒音・振動対策に関連する設備・壁等については、適切に点検、修理、交換等を行うこと。

6. 長寿命化計画の作成及び実施

- (1) 受託者は、ストックマネジメントの観点から、「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き（し尿処理施設・汚泥再生処理センター編）」（平成27年3月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課）等に基づき、本業務期間を通じた本施設の長寿命化計画（施設保全計画、延命化計画）を作成すること。
- (2) 長寿命化計画は、点検・検査、補修・更新、精密機能検査等の結果に基づき、毎年度更新し、その都度本市の確認と承諾を得ること。
- (3) 受託者は、作成した長寿命化計画に基づき、本書に示す基本性能を維持するために必要な点検・検査、補修・更新、精密機能検査等を実施すること。

7. 設備更新及び設備改良

- (1) 受託者は、基幹的整備を含む設備更新及び設備改良等について、運転期間中の機器の耐久度、損耗状況、点検結果その他の諸事情を踏まえ必要に応じて計画・実施するものとする。
- (2) 前項の計画において、本件施設の長期停止など、運転期間中の汚泥再生処理に影響を及ぼす場合、本市と協議するものとする。
- (3) 受託者は、運転・維持管理業務のリスク回避や効率化等を目的とした設備改良を受託者の範囲で行おうとする場合は、設備改良に関する計画を提案し、本市と協議するものとする。
- (4) 本市では、本件施設の供用開始後、法令変更等に伴う改造工事を除き、土木・建築の

主要構造物、建築設備（設備機器、配線、配管等）及びプラント設備（プラント機械設備、プラント電気設備、配管等）においては、大規模な修繕及び全面的な更新（以下「大規模修繕工事」という。）は発生しないものと想定している。したがって、受託者は、運転期間中に大規模修繕工事が発生しないように、運転・維持管理業務を行うこと。

ただし、土木・建築の主要設備について大規模修繕工事が必要となった場合、受託者又は第三者機関の調査等により、適切な運転・維持管理業務を行ったとしても避けられない経年劣化及び、磨耗等によるものであると本市が判断する場合は本市がその負担を負うものとする。

- (5) 業務履行期間終了までの期間において施設更新は原則として行わない。定期整備等による機器の点検補修を継続し、必要に応じて本市と協議により設備更新を計画するものとする。
- (6) 本市は、上記（5）に係る提案がされた場合は、受託者と改良工事等の可否、内容及び条件等について協議することとする。

8. 廃材処分

本件業務において発生する廃材等の処分は、受託者が法令に基づき適正に処分すること。

9. 改良保全

- (1) 受託者は、本施設の改造等を行おうとする場合、改良保全に関する計画を本市に提案すること。
- (2) 提案内容に関しては、財産処分を含め、本市において判断・了承すること。
- (3) 改良保全や新技術の採用により、運営に得失が生じる場合、その費用は受託者と本市の双方で協議・調整すること。
- (4) 法改正に伴い施設の改造が必要な場合、その費用負担は契約書に定めることとする。

10. 明渡し基準

本市は、本施設を長期に亘り利用する計画である。それを踏まえ受託者は、明渡し時（本事業終了時）の状態として、最終年度に精密機能検査を実施するとともに、通常の補修点検整備により1年間継続して本施設を使用することに支障のない状態を確保すること。なお、明渡し前に本施設の性能が確保されていることを確認し、本市の承諾を得ること。

第5節 備品・什器・物品・用役調達本件業務

1. 消耗品・用役の調達計画

受託者は、本件施設の運転に際して、良質かつ経済性を考慮した備品・什器・物品・用役の調達計画を作成し、本市に提出し、承諾を得るものとする。

2. 備品・什器・物品・用役の調達管理

- (1) 受託者は、調達した備品・什器・物品・用役を常に安全に保管し、必要の際には支障なく使用できるよう適切に管理するものとする。
- (2) 運転期間中、受託者は消耗品等を使用するときに必要数量調達するものとする。
- (3) 予備品は、運転・維持管理業務を行う上で、受託者が必要と判断するものを調達する。
- (4) 場内の予備品を使用したときは、受託者は本市にその旨を直ちに報告する。

3. 備品・什器・物品・用役に関する報告

- (1) 受託者は、備品・什器・物品・用役の調達と使用数量を本市に報告する。
- (2) 報告の頻度・時期・詳細項目は、双方協議の上、決定するものとする。

4. 用役等の費用負担

用役等の費用負担は以下のとおりとする。

(1) 電気

本件施設、管理棟及びし尿処理施設において使用する電力については、受託者が電気事業者から調達するものとする。費用については、吉倉管理組合の使用分は本市が負担し、残りは受託者が負担するものとする。

(2) ガス

本件施設において使用するガス（LPG）については、受託者がガス会社から調達し、費用は受託者が全て負担するものとする。管理棟は別とする。

(3) 燃料

本件施設において使用する燃料（軽油、灯油、ガソリン等）については、受託者が調達し、費用は受託者がすべて負担するものとする。

(4) 油脂類

本件施設において使用する油脂類については、受託者が販売店から調達し、費用は受託者が全て負担するものとする。

(5) 上水道

本件施設において使用する上水道については、受託者が本市から調達するものとする。費用については、吉倉管理組合の使用分は本市が負担し、残りは受託者が負担するものとする。

(6) 通信

本件施設において使用する通信機器については、受託者の負担において新規に設置又は回線を設けるものとし、通信費用は受託者が全て負担するものとする。

(7) 薬品

本施設において使用する薬品費の負担は受託者とする。

消臭剤、融雪剤、試薬等は消耗品として扱い、受託者が調達し、費用は受託者が全て負担するものとする。

第6節 その他関連本件業務

1. 地元及び見学者対応への協力

受託者は、本市が行う近隣住民及び見学者等への説明会、教育・研究機関からの要請に対して、説明や資料作成等を行うこと。

2. 保 安

敷地内及び本件施設内工場棟の保安に気を配り、財産の保護、労働者及び見学者等第三者の安全を確保すること。

3. 清 掃

受託者は、施設維持管理の一環として、施設内の処理部門に係る諸室の清掃を行うこと。見学者通路及びトイレ、会議室等の清掃は吉倉管理組合が実施する。ただし、受託者は適宜協力し、美観を保持すること。特に、見学者等第三者の立ち入る場所及び見学場所は、常に清潔な環境の維持に努めること。

4. 植栽管理

敷地内の清掃及び植栽管理は吉倉管理組合が行う。ただし、受託者は適宜協力するものとする。

5. 保 険

本市は、本件施設の火災保険として、建物総合損害共済（社団法人全国本市有物件災害共済会）に加入しているが、受託者は、本件施設の運転・維持管理業務に伴うリスクに備えるため、労働災害保険、第三者損害賠償保険等の必要な保険に加入するものとする。

また、保険契約の内容及び保険証券の内容については、本市の承諾を得るものとする。

保険契約を締結した場合には、保険証券の写しをすみやかに本市に提出する。保険契約を更新した場合も同様とする。

上記に示す保険は必要最小限のものであり、受託者が必要に応じて上記条件以外の補償内容とすること及び上記に示した保険以外の保険を提案し付保することを妨げない。

別紙1 業務実施計画書の内容

業務実施計画書には以下の事項を記載すること。

1. 業務実施計画書

(1) 運転マニュアル

- ① 業務の概要（業務実施方針・対象設備・関係図面 等）
- ② 施設の運転操作（運転手順・運転要領・トラブル対策 等）
- ③ 施設の維持管理（手順・維持管理項目・管理目標・トラブル対策 等）
- ④ 施設の補修・設備更新工事（手順・実施スケジュール・トラブル対策 等）
- ⑤ 管理計測（環境計測・搬入管理・処理量管理 等）
- ⑥ 運転記録・連絡・報告（記録作成要領・様式・情報管理・トラブルの記録連絡 等）
- ⑦ 施設の保安（方針・規定・体制・手順・異常時対応）
- ⑧ 安全衛生管理（方針・作業環境管理計画・防火管理・教育訓練・危険物取扱い・事故発生時の連絡・救出活動 等）
- ⑨ 緊急時の対策（体制・緊急措置・避難方法 等）
- ⑩ 環境保全計画（測定項目・方法・頻度・時期 等）
- ⑪ 緊急対応マニュアル
- ⑫ 組織規程（組織図・法定資格者・勤務時間・組織管理・従業員管理・教育研修）
- ⑬ 業務改善計画（教育・訓練・業務改善方法・地域への配慮 等）

(2) 運転・維持管理業務計画

- ① 業務概要（業務範囲・対象施設概要・関係図面 等）
- ② 運転計画（処理対象物の受入処理・消耗品管理・ユーティリティ管理 等）
- ③ リスクへの対応
- ④ 環境計測
- ⑤ 情報管理計画（書類作成・書類管理・データ管理 等）
- ⑥ 組織管理計画（組織図・体制・法定資格者・組織管理・従業員管理・教育研修 等）
- ⑦ 業務改善計画（教育・訓練・業務改善方法・地域への配慮 等）
- ⑧ その他の付帯業務（保安・機器清掃・環境整備・衛生管理・消耗品等の購入管理 等）

(3) 点検計画

- ① 全体点検計画（点検スケジュール・点検計画書）
- ② 年度別点検計画（点検スケジュール・点検計画書）

(4) 補修計画

- ① 補修工事計画（補修工事スケジュール・工事計画書）

(5) 財務計画

- ① 運転・維持管理業務費の内訳
 - (ア) 運転経費
 - (イ) 定期点検・補修工事費
 - (ウ) 人件費
 - (エ) その他経費
 - (オ) 付帯本件業務にかかる経費
- ② 運転・維持管理業務費の積算根拠
- ③ 業務収支計画 等

別紙2 委託料

(1) 委託料の構成と算出方法

本市から受託者に支払う委託料は、固定費と変動費の合算とする。

$$\text{委託料} = (\text{固定費 I} + \text{固定費 II} + \text{固定費 III}) + (\text{変動費 I} + \text{変動費 II})$$

- ① 固定費：委託料のうち処理対象物の受入量に係らず、本件施設の運転・維持管理業務に伴って一定の費用が生じる固定的な経費のことであり、受託者の提案した価格をもとに、業務期間にわたって平準化した費用のことをいう。

表-1 固定費の支払い対象

区分		支払の対象	主な項目
固定費	固定費 I	人件費、その他経費	・人件費（常勤、非常勤等） ・その他経費 （事務費（被服、消耗品、旅費、役務等）、負担金（一般負担金、公課費等・保険料等（事業者が提案する保険料））
	固定費 II	運転管理費	・測定・分析費（水質、騒音、振動、悪臭等） ・建築設備保守費（電話・通信設備、消防設備等）
	固定費 III	補修費	・定期整備費、施設修繕費、部品費、点検費 ・設備更新工事費等

- ② 変動費：委託料のうち処理対象物の受入量及び物価変動等に応じて必要とする費用が変動する変動的な経費のことであり、処理対象物の処理量と変動費単価の積により算出される費用のことをいう。

$$\text{変動費 (円)} = \text{実績処理対象物量 (KL)} \times \text{変動費単価 (円/KL)}$$

※変動費単価算出は、別紙4のし尿等搬入・処理量の見通しを目安とすること。

表-2 変動費の支払い対象

区分		支払の対象	主な項目
変動費	変動費 I	上水道費、燃料費	・上水道費 ・燃料費（A 重油、軽油、灯油、ガソリン） ・油脂類
	変動費 II	電力	・処理棟、管理棟

※処理量は、小数点以下第2位（10L単位）までを有効桁数とする。

(2) 委託料の支払い方法

- ① 委託料は、当該年度毎に固定費及び変動費の合計金額を支払うものとし、支払い方法は、これを月割りにして支払うものとする。ただし、月割りにより支払額に端数が発生した場合、各年度の最終月に調整するものとする。
- ② 受託者は、各月毎の委託業務の完了の日から5日以内に本市に完了報告書を提出する。
- ③ 本市は前項の書類を受領した日から10日以内に目的物の検査を行う。
- ④ 前項検査で不合格となり、目的物等の修正を命じられたときは、受託者は遅滞なく当該修正を行い、本市に修正完了報告をし、再検査を受けなければならない。
- ⑤ 受託者は、前項の規定による検査に合格した時は、委託金額を委託期間の月数に当分割し、本市に対して書面をもって業務委託料の支払を請求することができる。

なお、分割後の業務委託料（税別）に1,000円未満の端数が生じた場合は、最終支払月で調整するものとする。

- ⑥ 本市は、受託者からの請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に当該金額を支払う。この場合の振込手数料は本市の負担とする。
- ⑦ 支払いに関して、受託者の責に帰すべき理由により、予定出来高の履行が業務期間内に完了することができない場合、本市は、損害金を受託者に請求することができる。
- ⑧ 前項の損害金の額は、遅延日数に応じ、本市で決めた遅延利息の割合で計算した額とする。

(3) 委託料の改定等

委託料（固定費及び変動費）の改訂は、次の考え方に従い改訂等を行うものとする。

- ① 委託料の固定費の改定は、社会情勢において表7-1 委託料見直し変動幅に示す範囲を超える著しい物価変動があった場合に行う。なお、改定の周期は1年に1回とする。
- ② 物価変動等による精算方法は、④以降を参考とする。なお、本業務の応募者が下表に示す指標以外の指標を用いることが適当と考える場合、提案書に当該指標と合理的根拠を記載することにより、落札者決定後の協議において本市とその妥当性について協議を行うことができる。
- ③ 委託料（固定費及び変動費）は、本市が別紙4で示した「し尿等の搬入・処理量の見通し」で示した量を基本としていることから、将来的な処理対象量及び性状に著しい差異が生じた場合に行う。
この場合、著しい差異とは応募者が提案した変動費単価（円/KL）の±10%とする。
- ④ 物価変動については、当該年度の8月末時点で公表されている表-3の最新の指数（直近の年平均値）に基づき、9月末までに見直しを行い、翌年度の委託費を確定する。
- ⑤ 比較対象となる指数は、前回改定時の指標とし、第一回目の改定が行われるまでは令和3年8月末時点で公表されている最新の指標（直近12ヶ月の平均値）とする。
- ⑥ 委託料の改定は以下の式に従って見直しを行う。
改定後の委託料(税抜き)=前回改定後の委託料×(改定時の指数/前回改定時の指数)
- ⑦ 見直しをした委託料は、翌年度から適用する。
- ⑧ 委託料の改定に関する協議が、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、中立的な第三者を交えた協議会を開催・協議、決定する。また、この協議会の決定に不服がある場合は、仲裁法に則り解決を図るものとする。

表-3 委託料見直し変動幅

対象	基準	見直し(変動)幅
人件費	「毎月勤労統計調査地方調査結果(月報)」「所定内給与」(事業所規模5人以上)【千葉県】	指標±3.0%
その他経費	「企業向けサービス価格指数/総平均」【日本銀行調査統計局】	指標±3.0%
運転管理費	「企業向けサービス価格指数/総平均」【日本銀行調査統計局】	指標±3.0%
補修費	「企業向けサービス価格指数/機械修理」【日本銀行調査統計局】	指標±3.0%
水道料金	成田市上下水道 基本料金使用料金	改定による
燃料費	「石油製品価格調査」【経済産業省資源エネルギー庁】	統計動向±10%
電気料金	電気料金(高压電力) 基本料金、電気使用料金(従量料金)	改定による

別紙3 個人情報の取扱い

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、本契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(使用する者への周知)

第3 受託者は、その使用する者に対し、在職中及び退職後においても本契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

2 受託者は、その使用する者に対し、本市個人情報保護条例（平成17年12月28日）で規定する罰則の内容を周知しなければならない。

(適正な管理)

第4 受託者は、本契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、個人情報を適正に管理させるために、個人情報管理責任者を置く等責任体制を明確にしなければならない。

(収集の制限)

第5 受託者は、本契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(使用等の禁止)

第6 受託者は、本市の指示又は承諾があるときを除き、本契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務を処理するため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。

(複写等の禁止)

第7 受託者は、本市の指示又は承諾があるときを除き、本契約による事務を処理するために本市から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 受託者は、本契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、本市の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(資料等の返還等)

第9 受託者は、本契約による事務を処理するために本市から貸与され、又は受託者が収集し、若

しくは作成した個人情報記録された資料等を、本契約の終了後直ちに本市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、本市が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(事故発生時における報告)

第10 受託者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに本市に報告し、本市の指示に従うものとする。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(検査等の実施)

第11 本市は、受託者が本契約による事務を処理するに当たっての個人情報の取扱状況について必要があると認めるときは、受託者に対し報告を求め又は検査することができるものとする。

2 受託者は、本市から前項の指示があったときは、速やかにこれに従わなければならない。

(契約の解除及び損害賠償)

第12 本市は、受託者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、本契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

別紙4 し尿等の搬入・処理量の見通し

し尿等の搬入・処理量の見通し

年度	日数	し尿		浄化槽汚泥		合計		日最大 処理量	浄化槽汚 泥混入率
	日/年	KL/年	KL/日	KL/年	KL/日	KL/年	KL/日	KL/日	%
R7	365	2,253	6.2	24,300	66.6	26,553	72.8	82.3	91.5
R8	365	2,209	6.1	24,338	66.7	26,547	72.8	82.3	91.7
R9	366	2,172	5.9	24,432	66.8	26,604	72.7	82.2	91.8
R10	365	2,131	5.8	24,404	66.9	26,535	72.7	82.2	92.0
R11	365	2,095	5.7	24,431	66.9	26,526	72.6	82.0	92.1
R12	365	2,062	5.6	24,455	67.0	26,517	72.6	82.0	92.2
R13	366	2,034	5.6	24,516	67.0	26,550	72.6	82.0	92.3

※月別最大変動係数:1.13